

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、和歌山県の北東部に位置しており、東経 135 度 35 分・北緯 34 度 12 分に位置しています。南東部は、奈良県、南西部はかつらぎ町、北部は九度山町、橋本市と接しています。中心集落の高野山から近畿圏の中心都市大阪市へは、直線距離で約 53km、バス・鉄道で約 2 時間 10 分、県庁所在地和歌山市へは直線距離で約 38km、バス・鉄道で約 2 時間 30 分の距離にあります。また、海外への玄関口である関西国際空港へは直線距離で約 40km の距離にあります。

町の人口は平成 30 年 5 月末 3,114 人で、産業別就業人口割合は、第 3 次産業が最も高く、平成 27 年で 84.4%です。また農業、林業、工業の事業数においても年々減少しています。多くは中小事業所であり、社会経済情勢の変化に対して直接的に影響を受けやすい状況となっており、企業の経営基盤の強化が求められます。

(2) 目標

中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進み、生産性向上に向けた足枷となっている。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、先端設備等導入計画を認定した事業者の自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。

これを実現するための目標として計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な業種が高野町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

高野町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、高野町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

高野町内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。